

鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動 支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請書は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金は、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○事業の完了届の提出は必要ありません。

○事業の完了とは、補助対象経費の支払がすべて完了し、当該事業に係る金額が確定した時です。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告書は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

○精算払のため、実績報告書と共に口座振替依頼書を提出してください。

6. 補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 地域社会振興部人権尊重社会推進局 人権・同和対策課
鳥取県鳥取市東町1-220
0857-26-7592 jinken@pref.tottori.lg.jp